

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく 人材活用等に関する方針

2020年4月
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第24条第1項に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）における「人材活用等に関する方針」を以下に定める。

1. 基本方針

機構の役割は、産業技術分野全般に係る技術開発マネジメントを総合的に行う中心的機関として、技術の開発や実証の実施を通じ、我が国の産業競争力強化やエネルギー・地球環境問題の解決、イノベーションの創出を推進することである。

世界最先端の技術開発マネジメント機関を目指し、我が国のイノベーションシステムの強化に貢献するという役割を果たすため、以下を基本方針として定める。

- ・ 外部人材の積極的な登用などを通じた人材の有効活用
- ・ マネジメント能力向上に資する人材育成の推進

2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

○産業技術の将来を担う創造性豊かな若手研究者等を機構の技術開発プロジェクトや公的研究機関等の最先端の研究現場において技術開発等に携わらせること及び大学等の研究者への支援をすることにより人材を育成する。

○将来のプロジェクト・マネジメント人材（以下「PM人材」という。）の候補を受け入れて多様な実践経験の場を提供する役割を果たすことや、民間企業・大学等の研究開発法人において既に技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、そのキャリアパスの確立に貢献する。

3. 卓越した研究者等の確保に関する事項

- 一定の実務経験を有する優秀な人材など、外部人材の中途採用等を毎年度実施し、人材の流動化を促進することにより、機構のマネジメント能力の底上げを図る。
- 民間企業や大学等の技術開発において中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材の育成を図るため、卓越した研究者等、将来のPM人材の候補を受け入れて多様な実践経験の場を提供する役割を果たす。
- 我が国におけるPM人材の育成に係る中核的機関を目指すため、PM人材に対しては、研究開発が事業化されるまでの一連のプロセスに含まれる多様な段階での経験を積ませるとともに、当該人材の育成を目的とした内部研修等の充実を図る。

4. 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

- 民間企業、大学、公的研究機関等の関係機関とのクロスアポイントメント制度の活用を含め、広くPM人材及びその候補を募ることを通じ、積極的に人材登用を進める。
- 産業界、学术界等の専門家・有識者等の外部資源の有効活用を行う。特に、プロジェクト・マネージャー等、高度の専門性が必要とされるポジションについては、積極的に外部人材を登用する。